

北名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、北名古屋市広告掲載要綱(平成20年北名古屋市告示第185号)第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制の業種又は事業者等)

第3条 次に掲げる業種又は事業者等の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業に関するもの及び類する業種
- (3) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者等
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者等
- (5) 占い運勢判断に関するもの
- (6) 興信所探偵事務所等
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者等
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者等

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (5) 公の選挙運動又は政治活動に該当するもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (8) 社会的に不適切なもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に関しては、根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が不明確なもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、事業者等又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 広告の表示内容の基準は、業種ごとに記載した別表の内容を参考とし、記載以外の業種については、法令等を遵守した表示内容とする。

(市ホームページに関する基準)

第5条 市のホームページに掲載する広告に関しては、ホームページ内のWebページに表示される広告だけでなく、当該広告がリンクしているWebページの広告内容についても、この基準を適用する。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第6条 屋外広告の掲載内容及び表現については、美観風致及び交通の安全を著しく阻害するものであってはならない。

(屋外広告の掲載基準)

第7条 次のいずれかに該当する屋外広告は掲載しない。

(1) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

(2) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

(3) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの

(屋外広告物の許可)

第8条 広告主は、掲載しようとする広告が、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、

愛知県屋外広告物条例（昭和 3 9 年愛知県条例第 5 6 号）に規定する許可を受けることとする。

（個別の基準）

第 9 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 6 月 2 5 日から施行する。